R5.4.21 更新

益城町戸建て木造住宅改修等事業　利用の手引き

建 替 え 工 事 補 助

１．事業の内容

（１）目的

戸建て木造住宅の建替え工事を行う方に対して、その費用の一部を補助することにより、地震に対する安全性の向上と耐震化の促進を図ることを目的とします。

（２）補助の対象になる住宅

次の条件をすべて満たす必要があります。

- 益城町内にある戸建て木造住宅であること
  （併用住宅の場合、住宅部分の床面積が延べ面積の２分の１以上のもの）
- 現に住宅所有者が居住しているもの
- 在来軸組工法、枠組壁工法（ツーバイフォー工法）または伝統的構法によってたてられたもの
- 地上階数が３階以下のもの
- 平成１２年（２０００年）５月３１日以前に着工したもの
- 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの
- 建築士による耐震診断の結果、倒壊の危険性がある（上部構造評点（注）が１．０未満）と判断されたもの
- 建替え後の住宅は、省エネ基準に適合すること
- 原則として、建築基準法に係る違反のないもの

（３）補助の対象になる方

次の条件をすべて満たす必要があります。

- 住宅の所有者
- 町税の滞納がない方

（注）上部構造評点について
耐震診断の結果は、**「上部構造評点」**という点数で表されます。
上部構造評点が１．０以上の場合、建築基準法が規定する強さ以上の耐震性能を有すると判断されます。上部構造評点１．０未満の住宅を１．０以上となるように補強することを**「耐震化」**といいます。

（４） 補助の対象になる建替え工事

上部構造評点が１．０未満の住宅を建替えるための工事が対象で、次の条件を満たす必要があります。

- 一棟をすべて解体し、新築すること。
- 解体前の戸建て木造住宅があった敷地（同一敷地）に新築すること。

（５）補助金の額

建替え工事費の**２３%以内** かつ **上限６０万円**（千円未満は切捨て）

（６）申し込み期間

令和７年（２０２５年）９月３０日（火）まで

※ 申し込み受け付けは先着順です。予算額に達し次第、上記の期日前に受付を終了する場合があります。

（７）書類の作成等については担当の建築士へご相談ください

本事業では、いくつかの申請書類（補助金交付申請書、完了実績報告書など）の作成を行わなければなりません。書類の作成については、建築士へ依頼することでスムーズに事業を進めることができます。また、委任状を提出することで、書類の提出など手続きのすべてまたは一部を委任することができますので、担当の建築士にご相談ください。

（８）印鑑

申請書類に使用する印鑑は、認印で構いません。ただし、浸透印（シャチハタ等）は使用できません。

また、各書類にはすべて同じ印鑑を使用してください。

（９）お問い合わせ・申し込み先

益城町役場 都市計画課 建築係（庁舎２階）
住　　所：〒861-2295　益城町宮園７０２番地
電話番号：０９６－２８９－８３０８
FAX 番号：０９６－２８６－４５２３
メールアドレス：kentiku@town.mashiki.lg.jp

！遡及適用について！

平成 28 年 4 月 14 日から平成 29 年 9 月 30 日までに補助を受けずに耐震改修工事を実施された方についても、補助の対象となる場合があります。詳しくはお問い合せください。

２．事業の流れ

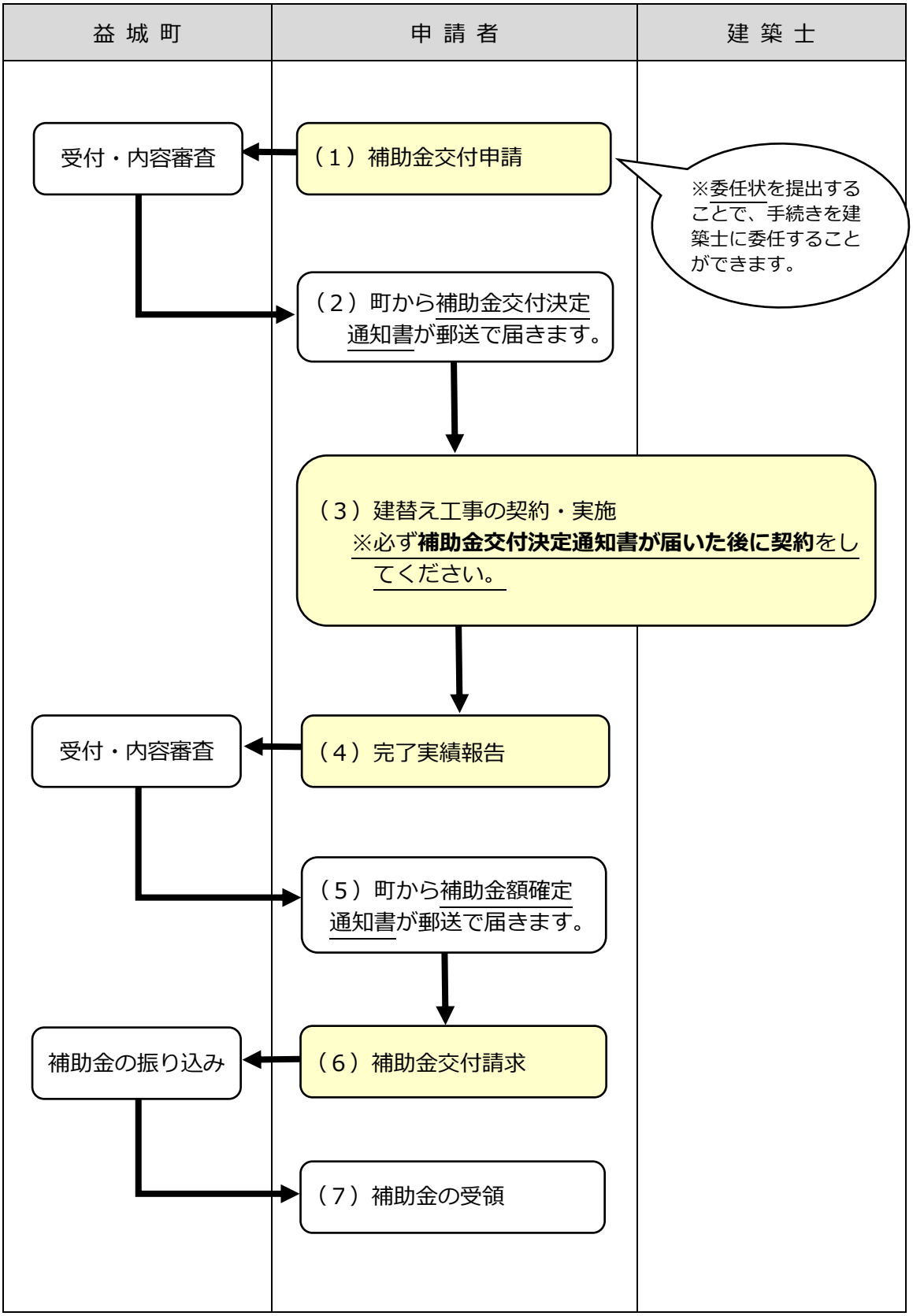
益 城 町
申 請 者
建 築 士
受付・内容審査
（１）補助金交付申請
※委任状を提出することで、手続きを建築士に委任することができます。
（２）町から補助金交付決定通知書が郵送で届きます。
（３）建替え工事の契約・実施
※必ず補助金交付決定通知書が届いた後に契約をしてください。
受付・内容審査
（４）完了実績報告
（５）町から補助金額確定通知書が郵送で届きます。
補助金の振り込み
（６）補助金交付請求
（７）補助金の受領

３．事業の実施

（１）補助金交付申請

補助金交付申請書（提出書類チェックリスト１）の書類を用意し、提出してください。作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。

※ 委任状を提出することで、手続きのすべてまたは一部を建築士に委任することができます。

（２）補助金交付決定通知書が郵送で届きます

交付申請書類の審査が済みましたら、町から補助金交付決定通知書を郵送します。

（３）建替え工事の契約・実施

建替え工事の契約を結び、建替え工事を実施してください。

※ **補助金交付決定通知書の日付より前に契約をすると、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約をしてください。**

（４）完了実績報告

建替え工事が完了したら、速やかに完了実績報告書（提出書類チェックリスト２）を提出してください。作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。

（５）補助金確定通知書が郵送で届きます

完了実績報告書の審査が済みましたら、町から補助金額確定通知書を郵送します。

（６）補助金交付請求

補助金交付請求書（提出書類チェックリスト３）を提出してください。

以上で申請者が行う手続きは終了です。

（７）補助金の受領

請求書に記載された口座に補助金が振り込まれます。町から入金の連絡は行いませんので、通帳にて振り込みの確認をしてください。

補助金が振り込まれていたら事業は完了となります。